

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 26 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
〔 公 印 省 略 〕

労災保険料算出に用いる労災保険率及び
労務費率の改定について（お知らせ）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、労災保険料算出に用いる労災保険率（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 2 項）及び労務費率（施行規則第 13 条）につきましては、3 年ごとに見直し改定が行われているところです。

去る、平成 29 年 12 月 21 日、平成 30 年 4 月 1 日から適用される率について、諮問されていた「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」に対して、「妥当と認める」との労働政策審議会答申が出され、厚生労働省ホームページで公開されましたので、建設業部分の労災保険率及び労務費率についてお知らせいたします。

以上

（担当：労働部 長尾）

平成29年12月21日
【照会先】（ポイント1）
労働基準局 労災管理課
労災保険財政数理室
室長 野口 智明
室長補佐 平田 齊巳（内線 5453）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3502）6749
【照会先】（ポイント2、3、5）
労働基準局 労災管理課
課長 河野 恭子
課長補佐 尾崎 美弥子（内線 5591）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3502）6292
【照会先】（ポイント4）
労働基準局 労働条件政策課
課長 藤枝 茂
課長補佐 栗村 勝行（内線 5534）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3502）1599

報道関係者各位

労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います

～改正省令を平成30年4月1日に施行予定～

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）は、今日18日に厚生労働大臣が同審議会に諮問していた「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」に対し、本日、「妥当」とする答申をしました。

この省令案要綱は、事業主が支払う労災保険料算出に用いる労災保険率の改定などを主な内容としています。労災保険率は、厚生労働大臣が業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。

厚生労働省は、答申を踏まえ、平成30年4月1日の施行を目指し、速やかに省令改正作業を進めます。

【省令改正案のポイント】（資料2～7を参照）

- 1 平成30年4月から適用される新たな労災保険率（54業種）を設定します。
これにより、全業種の平均料率は 4.5/1,000となります。
- 2 社会復帰促進等事業等に必要な費用の限度額を引き上げます。
- 3 家事支援業務に従事する方について、労災保険の特別加入制度の対象に追加します。
- 4 時間外労働の上限規制等の円滑な移行のため、中小企業事業主に対して、助成金の内容を拡充します。
- 5 「労働者災害補償保険法」に基づく介護（補償）給付と、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額を引き上げます。

㊦ [資料1 答申文\(PDF:47KB\)](#)

㊦ [資料2 省令改正案概要\(PDF:81KB\)](#)

㊦ [資料3 労災保険率等の改定について\(PDF:191KB\)](#)

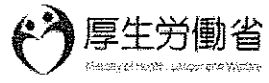
㊦ [資料4 社会復帰促進等事業等に要する費用について\(PDF:112KB\)](#)

㊦ [資料5 家事支援従事者に係る特別加入制度の加入対象の見直しについて\(PDF:318KB\)](#)

㊦ [資料6 時間外労働等改善助成金について\(PDF:83KB\)](#)

㊦ [資料7 介護（補償）給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について\(PDF:64KB\)](#)

㊦ [（参考）諮問文\(PDF:254KB\)](#)



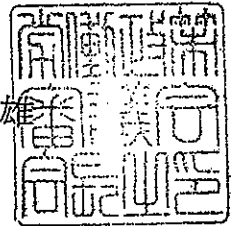
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



労 審 発 第 9 5 3 号
平成29年12月21日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄



平成29年12月18日付け厚生労働省発基1218第1号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成29年12月21日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成29年12月18日付け厚生労働省発基1218第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成29年12月21日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成29年12月18日付け厚生労働省発基1218第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

1 労災保険率等の改正

(1) 労災保険率の改正（要綱第三関係）

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第2項に基づき、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して、事業の種類ごとに厚生労働大臣が定めることとされ、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、今般、平成30年度の改定のため、所要の改正を行うもの。

(2) 社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき限度額の改正（要綱第一の三関係）

社会復帰促進等事業及び労災保険事業の事務執行（以下「社会復帰促進等事業等」という。）に要する費用に充てるべき限度額は、保険料収入及び積立金から生ずる収入等の118分の18とされている。

平均料率が改定の度引き下がり、保険料収入が減少している一方、

- ・ 労働災害発生率をさらに減少させるため、従前の労働災害防止対策を着実に行う必要がある
 - ・ 過重労働防止対策やメンタルヘルス対策等の充実の必要性が増している
- 等のことから、社会復帰促進等事業等の費用（特に未払賃金立替払事業を除いた費用）が増加傾向にあり、その費用を限度額内に収めることが困難となりつつある。

この状況を踏まえ、必要な事業費を確保するため、限度額の割合を118分の18から120分の20に引き上げるもの。

2 家事支援業務に係る作業に関する特別加入制度の拡充（要綱第一の四関係）

家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者（以下「家事支援従事者」という。）については、労働基準法上の労働者とされており、労災保険の強制加入対象とならない。

しかし、災害発生状況等に関する調査の結果や既に特別加入対象となっている介護作業従事者との就労形態の類似性に鑑み、家事支援従事者は業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること等が認められるため、任意加入である特別加入制度の対象とするよう、所要の改正を行うもの。

3 時間外労働等改善助成金（職場意識改善助成金より改称）（要綱第一の二関係）

時間外労働の上限規制の導入を含む働き方改革関連法案については、労働政策審議会に諮問され、9月15日付けで「おおむね妥当」との答申がなされたところであり、今後、早期に、法案を国会に提出することとしている。

このような中、経営基盤が脆弱である中小企業事業主が時間外労働の上限規制を円滑に移行することを支援することを明確化するため、社会復帰促進等事業として実施している職場意識改善助成金の名称変更、助成対象の拡充を行うもの。

4 介護（補償）給付及び介護料の額の引上げ（要綱第一の一及び第二関係）

介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額は、毎年人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて見直しを行うこととしており、平成29年8月に出された勧告率（+0.15%）に基づき、平成30年度の最高限度額及び最低保障額の改定を行う。

あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行う。

5 施行期日

平成30年4月1日

労災保険率及び第1種特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定)

(単位: 1/1,000)

業種	改定後の料率	現行料率	変化
林業	60	60	
海面漁業	18	19	↓
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	↓
採石業	49	52	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↓
建築事業	9.5	11	↓
既設建築物設備工事業	12	15	↓
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
その他の建設事業	15	17	↓
食料品製造業	6	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	↓
木材又は木製品製造業	14	14	
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↓
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	5.5	↑
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	19	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	6.5	7	↓
非鉄金属精錬業	7	6.5	↑
金属材料品製造業	5.5	5.5	
鋳物業	16	18	↓
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5	5.5	↓
電気機械器具製造業	2.5	3	↓
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6.5	
交通運輸事業	4	4.5	↓
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	49	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	↑
ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	↓
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	↓
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定)

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

		改定後の料率	現行料率	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13	↓
特2	建設業の一人親方	18	19	↓
特3	漁船による自営業者	45	46	↓
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	7	
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49	↓
特8	指定農業機械従事者	3	3	
特9	職場適応訓練受講者	3	3	
特10	金属等の加工、洋食器加工作業	15	16	↓
特11	履物等の加工の作業	6	7	↓
特12	陶磁器製造の作業	17	17	
特13	動力機械による作業	3	4	↓
特14	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特15	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特16	特定農作業従事者	9	9	
特17	労働組合等常勤役員	3	4	↓
特18	介護作業従事者	5	6	↓

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

(据え置き)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3	
--------------------	---	---	--

労務費率

(平成30年4月1日改定)

		改定後の率	現行	変化
水力発電施設、 ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	20%	↓
舗装工事業		17%	18%	↓
鉄道又は 軌道新設事業		24%	25%	↓
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	38%	40%	↓
	その他の もの	21%	22%	↓
その他の建設事業		24%	24%	